

「次世代計算基盤に係る調査研究」公募FAQ(令和4年6月17日更新)

	内容	質問	回答
Q1	申請	事務連絡担当者と連携担当者は兼務できるのか。	兼務可能である。
Q2	申請	連携担当者は代表機関ではなく分担機関から指定してもよいのか。	分担機関からの指定も可能である。 ただし、公募要領2.(3)⑤に記載のとおり、連携担当者は運営委員会や他のチームとの連絡調整を行い、チーム間あるいはグループ間の連携を促進する役割があるため、この目的を達成可能かどうか留意したうえで指定いただきたい。
Q3	申請	組織上のトップと委託研究の契約締結者が異なる場合、提案様式上の「機関長」、「申請者」、「所在地」はそれぞれ誰で記載すればよいか。	提案様式2ページ目の機関長は組織のトップの者、提案様式3ページ目の申請者は契約締結者を想定している。提案様式3ページ目の所在地も申請者所属の住所を想定している。
Q4	申請	Q3に関連し、誓約書の署名は、「機関長」、「申請者」のどちらか。	誓約書の署名は提案様式2ページ目の機関長と同様であることを想定している。
Q5	申請	事務連絡担当者は、研究室の者か経理等の事務を扱う者のどちらか。	事務連絡担当者は、調査研究の内容に関連した事務連絡を担当する者であり、経理等担当ではなく研究室の方を登録いただくことを想定している。
Q6	e-Rad	公募要領30ページの7. 留意事項の「不合理な重複及び過度の集中の排除の方法」において、研究代表者についての他の研究費等の応募・受入状況を応募書類やe-Radへ記載することとなっているが、e-Radの入力欄では、機関としての応募・受入予定課題が表示され、研究代表者個人に関する課題は表示されない。また、機関としての課題に対し、「研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由」を入力するようになっている。e-Radのシステムの仕様上、表示される課題を修正することができないが、この場合、「研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由」は未記入で差し支えないか。	e-Rad上の「研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由」については、未記入で問題ない。公募要領で求めている「研究代表者についての、他の研究費等の応募・受入状況」については、提案様式5「研究者の基本情報」にてご回答いただけるものと認識しているため。
Q7	申請	代表機関と分担機関の契約について公募要領21ページから22ページ目には、「法人等の事情により代表機関からの再委託が不可の場合、文部科学省と分担機関が委託契約を締結できる。ただし、その場合、協定等において代表機関との連携を担保する必要がある」とあるが、文部科学省が委託契約を締結される「事情」というのはどのような場合に認められるのか。また、代表機関と分担機関の協定等については申請の際に締結済であることが必要か。	分担機関が文部科学省と直接契約できる場合とは、基本的には企業の場合を想定しており、社として「別の代表機関の傘下に入って参加することは権利関係上難しいが、文部科学省との直接契約かつ代表機関とは協定締結という形態であれば参加可能」という場合を想定している。 代表機関と分担機関の協定は、申請までに締結する必要はなく、採択・契約の際に協定を締結すればよいが、提案様式2に協定の内容を明記いただきたい。
Q8	e-Rad	e-Radにて「研究機関としての応募」という設定になっているため、研究者個人での応募ができない状態だが、この場合申請は事務代表者にしかできないのか。	「研究機関としての応募」という設定の場合に応募が可能なのは、「事務代表者」または「事務分担者」である。「事務分担者」は機関内で事務代表者に申請することで権限を得られるため、その手続きを行った上であれば、事務代表者でなくても本公募に申請いただくことが可能となる。 また、これらのほかに「申請内容を編集可能な研究者」という位置づけもあり、これについても事務代表者に申請することで指定可能と認識している。詳細は各機関の事務代表者にお問い合わせいただきたい。
Q9	申請	誓約書は、国立大学法人や国立研究開発法人でも提出が必要か。また、すべての参画機関から提出してもらう必要があるのか。	国立大学法人や国立研究開発法人は誓約書の提出は不要である。また、誓約書の提出義務については、代表機関から文部科学省にご提出いただく必要書類としては、分担機関の誓約書は不要である。ただし、分担機関が再委託等先として、誓約内容に照らして適切なあり方であるかを担保する義務は代表機関にあり、代表機関と分担機関の間で、同等の誓約書を別途取っていただく必要がある。
Q10	申請	誓約書について、代表者名の記載時には記名のみで自署や押印は不要であると考えてよいか。	誓約書について、記載方法に特に指定はなく、自署や押印は必ずしも必要ではない。
Q11	予算	本公募は競争的研究費ではないのか。間接経費は30%ではないのか。	本公募は競争的研究費ではないため、間接経費(一般管理費)は直接経費の10%を上限としている。

Q12	予算	提案様式12ページには、分担、協力機関の追加について「今後参加が見込まれる機関がある場合は、参加見込み時期、同機関の役割・必要性、同機関からの参加予定の主たる共同研究者について記載してください。将来的に参加を期待する研究機関及び参加時期については、可能な範囲で記載してください。」とあるが、分担機関を追加する際に、資金の追加配分を申請することは可能か。それとも採択された予算の中での実施となるのか。	令和4年度において、契約締結時点で配分した予算に追加で予算を配分することは現状では特段想定していない。令和5年度については、公募要領に記載の通り、令和5年度に本調査研究全体に措置される予算や評価委員会の検討を踏まえて決定予定。
Q13	予算	本公募において、スーパーコンピュータの次世代機の検討にあたり、外資系のベンダーにも参画し、当該ベンダーの日本法人を申請書には記載する予定である。仮に、外資系の企業が参画し、実質的に日本法人ではない国外企業の研究者らが調査研究を実施する場合、費用を配分できるのか。	国外の法人は分担機関(再委託先)となることはできません。国外の法人が調査研究に参画する場合、協力機関となるか、代表機関あるいは分担機関との間で請負契約を結んでいただくことが考えられる。なお、海外の方が研究に参画する場合は、公募要領7.(15)(安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処))の内容にも留意いただきたい。
Q14	e-Rad	分担機関のe-Rad上の登録が間に合わない場合は、申請様式に記載することでよいのか。	分担機関をe-Radにすべて登録いただく必要は必ずしもなく、提案様式2の実施体制図に必要な機関・情報が記載されていればよい。(e-Radシステム上、すべての分担機関がe-Radで登録できない場合、分担機関への配分額の合計額が代表機関の予算額と一致しないとエラーが発生するが、その場合は分担機関およびその配分額はe-Rad状では登録せず、予算額のすべてを便宜上代表機関に計上することとしてよい。)
Q15	e-Rad	協力機関もe-Rad上の研究組織に登録が必要か。登録が必要な場合、海外機関が含まれている場合は、どのように処理すべきか。なお、e-Radには、「海外の研究機関の登録には、応募しようとしている事業の配分機関を通しての申請が必要です。応募しようとしている事業の配分機関の担当者にご相談ください。」という記載がある。	協力機関についてもQ14の分担機関の場合と同様とする。
Q16	申請	様式1別紙各様式について、代表者や事業参加者の年齢を記載する欄があるが、記載は必須か。	年齢については、原則として全員記載いただく必要がある。特に研究機関の代表者や申請者等については必ず記載いただくことを想定しているが、代表者等でない事業参加者であって、特段の事情がある場合には、その理由とともに年齢を空欄としていただくことも可能である。その場合、申請を受理したのち、提出いただいた事情も踏まえ、再度年齢をお伺いする可能性もありうることをご承知おきいただきたい。
Q17	申請	研究代表者でなければ、他の研究チームや同一チーム内の複数グループを併任することは可能か。	公募要領17ページにおける「一人の研究代表者が複数の研究チームの研究代表者として申請することはできない。ただし、研究代表者が他の研究チームに所属することは可能とする。」という記載が併任に関する条件であるため、研究代表者であれば上記の通りであり、研究代表者でなければ他の研究チームの併任や同一チーム内の複数グループを併任することは可能である。
Q18	e-Rad	提案様式(様式1)一別紙3に、「代表機関に所属し、本申請課題に参画する全ての研究者について記入してください」とあり、参画者全体で大人数になる場合、全ての参画者をe-Rad上で同様に登録しなければならないのか、それとも主要な参画者のみ登録することが可能か。	e-Rad上で参画者を全員登録いただく必要は必ずしもない。一方、提案様式のWordファイルには、代表機関、分担機関、協力機関に所属して研究に従事される方については全員記載いただく必要がある。